5　前二項の議事の概要の周知は、法第七十三条の業務概況の周知により行うことができるものとする。	（事業及び決算に関する報告書）
第百十七条　（略）	**第百十七条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　基金が第一項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見（二以上の事業主が共同して設立する基金（第十九条の二第一号に掲げる要件に該当する基金及び積立金の額が常時二十億円を下回る、又は下回ると見込まれる基金を除く。）の監事である場合にあっては、基金の事業の健全な運営を確保するため、次の各号に掲げる結果のいずれかを考慮した意見）を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。	4　基金が第一項の報告書を地方厚生局長等に提出する場合には、当該報告書に監事の意見を付けて代議員会に提出し、その議決を得なければならない。
一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第一条の三第三項に規定する監査法人の監査の結果	（新設）
二　公認会計士法第三条に規定する公認会計士の資格を有する者（同法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）の監査の結果	（新設）
三　前二号に掲げる監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものの結果	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年十月一日から施行する。

（監事の意見に係る経過措置）

2　この省令の施行の際現に存する確定給付企業年金法施行規則第十一条に規定する基金については、この省令による改正後の確定給付企業年金法施行規則第百十七条第四項の規定は、この省令の施行の日から起算して六月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する。

○厚生労働省令第百六十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十条の規定に基づき、社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令

令和五年度以前の各年度の予算及び決算における労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十三条の規定の適用については、同条中「労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とあるのは「賃金の支払の確保等に関する法律第三章の規定による未払賃金の立替払事業（以下この条において「立替払事業」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則」と、「労働者災害補償保険事業」とあるのは「労働者災害補償保険事業（同項の社会復帰促進等事業のうち立替払事業を除く。）」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和三年度の予算から適用する。

○厚生労働省
国土交通省令第一号
環境省

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年環境省令第五号）の施行に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（再資源化解体の許可の申請）	（再資源化解体の許可の申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　主務大臣は、申請者が法第十条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可（当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の二第八項（同令第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び	2　主務大臣は、申請者が法第十条第一項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十四条の五第一項の規定による許可（当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（この項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の二第六項（同令第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十条の四第五項（同令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び